

平成23年10月1日

被保険者 各位

住友ゴム工業健康保険組合

新健康保険証（カード）の交付について

標題の件、健保だよりでお知らせしましたとおり、紙製の保険証から1人1枚のカード型保険証に切り替えます。下記及び保険証カードの台紙に記載しています注意事項等にご留意のうえ、保険証カードをご使用ください。

記

交付年月日：平成23年10月1日

準備が整い次第、事業所経由部署単位（9/1現在）で配付します。

なお、カード型保険証は平成23年10月1日より使用することができます。

社内メール便の届かない事業所の場合は、原則事業所宛に郵送（簡易書留）します。

任意継続被保険者はご自宅宛に郵送（簡易書留）します。（但し、平成23年11月1日までの喪失予定者除く）

ご家族が4名以上の場合は封筒が2通に分かれます。

1. 記載事項の確認

保険証の記載内容に間違いがないか確認してください。間違いがある場合は、健保または工場人事担当者までご連絡ください。

2. 住所の記入及び住所を変更された場合

保険証の裏面に現在お住まいの住所を記入してください。（お子様は保護者代筆）

なお、住所変更される場合は「健康保険住所変更届」を提出ください（保険証の添付は不要）。健保より住所訂正用シールを送ります。

3. 保険証の管理

携帯しやすくなった反面、なくしやすいというリスクがありますので、取り扱いにご注意ください。小さいお子様の保険証は、保護者の方が保管場所を決めて管理されますようお願いいたします。

4. 保険証（カード）の再交付手数料

紛失等により保険証を再発行する場合は、再交付手数料として1枚につき500円を頂きます。再交付手数料をお振込のうえ、「健康保険被保険者証滅失届兼再交付申請書」を提出ください。（振込み手数料は個人負担。振込後は理由を問わず返金しません。）ただし、発行理由が汚損・き損で該当カード証の添付がある場合は、再交付手数料は不要です。

5. 紙の保険証（遠隔地被保険者証含む）の返却

紙の保険証は、配付兼回収リスト（部署単位）でとりまとめ、ビニールカバーをはずしたうえ平成23年10月31日（月）迄に健保（または工場人事担当者）へ返却ください。

遠隔地証をお持ちの方は、本証と遠隔地証すべてを揃えてお返してください。
「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」、「限度額適用認定証」は返却せず、
そのまま使用ください。
古い保険証をなくして返却できない場合は、「健康保険被保険者証滅失届（一斉更新時）」を提出ください。

< 保険証裏面の臓器提供意思表示欄について >

改正臓器移植法の施行に伴い健康保険法施行規則等の一部改正が行われたことから、保険証裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。記載欄の内容を知られたくない場合は上から保護シールを貼ることができます。保護シールを希望される場合は健保までご連絡ください。（工場人事にもあります）

（注意）臓器提供意思表示欄への記入は任意であり記入を義務付けるものではありません。
また、健保が記入の有無や内容を確認することはありません。

臓器提供についての詳細は

社団法人 日本臓器移植ネットワーク <http://www.jotnw.or.jp/>

お問合せ先： 健康保険組合(TEL . 078 - 265 - 3059)

以 上